

「働き方改革関連法」セミナーのご案内

県内各地でセミナーを開催します。《受講料無料》
 事業主の皆様ご参加ください。下記の申込書でFAXしてください。

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。

Point

1

時間外労働の上限規制が導入されます!

施行：2019年4月1日～※中小企業は、2020年4月1日～
 時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
 臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
 複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point

2

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

施行：2019年4月1日～
 使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
 毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point

3

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～
 同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、
 有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不
 合理的な待遇差が禁止されます。

No.	開催日時	開催場所	所在地	定員
3	平成30年12月6日(木) 13:30 ~ 15:30	能代市文化会館 中ホール	能代市追分町4-26	400
4	平成30年12月17日(月) 13:30 ~ 15:30	鹿角市交流センター 講堂	鹿角市花輪荒田1-1	200
8	平成31年1月9日(水) 13:30 ~ 15:30	能代市文化会館 中ホール	能代市追分町4-26	400
12	平成31年1月28日(月) 13:30 ~ 15:30	大館市民文化会館 中ホール	大館市字桜町南45-1	400
14	平成31年2月18日(月) 14:00 ~ 16:00	北秋田市交流センター 講堂	北秋田市材木町2-2	300

※各会場とも、定員になり次第、締め切らせていただきます。申込書や県北以外での開催は秋田労働局ホームページにも掲載しています。
 ※セミナーの問合せ先電話番号：秋田労働局雇用環境・均等室（018-862-6684）

セミナー参加申込書

秋田労働局雇用環境・均等室あて（FAX 018-862-4300）



参加希望セミナー No. ←上記一覧のNo.をご記入ください。

参加事業所名	
所在地	
電話番号	
参加者数	名 担当者名()

中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革」の取り組みを進めるため

事業場への訪問支援

を利用してみませんか？

専門の「労働時間相談・支援班」（労働基準監督署の職員）が、以下のよう
なご相談にお答えし、お悩みに沿った解決策をご提案します。

※労働基準監督官が行う法違反の是正・指導を目的とする調査・監督で
はありませんので、帳簿等を示していただく必要はありません。

- ① 改正労働基準法に関する内容全般
- ② 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ③ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ④ 長時間労働の削減に向けた取り組み
- ⑤ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金



残業時間を減らして、「働き方改革」を進め
たいんだけど、どうしたらいいんだろう？

有給休暇をうまく
使いたいのはやま
やまなんだけど…

うちの会社の労働時間制度
はこのままで大丈夫…？

そもそも法律とか監督署って、
ちょっと苦手かも…！？

このようにお悩みではないですか？

訪問によるご相談は、直接電話いただくか以下の申込書にご記入の
うえ、FAX等でお申込みください。折り返しご連絡いたします。



事業場名	名 称			
	所在地	〒 -		
		(電話 : - - / FAX : - -)		
	代表者名		担当者名	
	資本金の額又は 出資の総額		常時使用する企業全 体の労働者数	人

ご相談内容 ※相談を希望する項目に○をつけて下さい。（複数選択可）

- 1 改正労働基準法に関する内容
- 2 時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）の結び方
- 3 労働時間制度全般に関する事
- 4 長時間労働削減に関する好事例
- 5 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金
- 6 その他()

訪問支援の申込先のFAX番号：大館労働基準監督署（0186-42-4010）

[本件への問合せ先の電話番号：大館労働基準監督署 （0186-42-4033）]



厚生労働省・秋田労働局・労働基準監督署